

平成29年9月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

照明器具（センサー付）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
（うち照明器具（センサー付）1件、蛍光灯1件、
照明器具1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
（うち靴1件、電動車いす（ジョイスティック形）1件、
フードミキサー（ブレンダー）1件、
温水式浴室換気乾燥暖房機1件、ノートパソコン1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

新潟精機株式会社が輸入し、株式会社カインズが販売した照明器具（センサー付）について（管理番号：A201700357）

①事象について

異音が生じたため確認すると、新潟精機株式会社（法人番号：9010401021362）が輸入し、株式会社カインズが販売した照明器具（センサー付）及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、部品の不具合により、センサー部内から出火したものと考えられます。

②再発防止策について

新潟精機株式会社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）9月28日にウェブサイトへの情報掲載を行い、販売事業者の株式会社カインズにおいても、同日、自社ウェブサイトへの情報掲載及び店頭告知を行い、対象製品について無償製品交換を実施しています。

③対象製品：製品名、ブランド名、型番、販売期間、対象台数

| 製品名 | ブランド名 | 型番 | 販売期間 | 対象台数 |
|---------------------|------------|---------|------------------|---------|
| ハロゲンセンサー ライト ツイン | TOOL WORLD | SLH-75T | 2007年9月～2009年11月 | 38,402 |
| | CAINZ | | 2009年11月～2015年4月 | 72,455 |
| 合 計 | | | | 110,857 |

2016年（平成28年）9月28日からリコール（無償製品交換）を実施
回収率：7.4%（2017年8月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700357）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

| 年度 | 事故件数 | 被害状況 | 年度 | 事故件数 | 被害状況 |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 2017年度 | 0 | — | 2013年度 | — | — |
| 2016年度 | 0 | — | 2012年度 | — | — |
| 2015年度 | 1 | 火災 | 2011年度 | — | — |
| 2014年度 | — | — | 2010年度 | — | — |

<対象製品の外観及び確認方法>

○外観

1) TOOL WORLD ブランド



2) CAINZブランド



○確認方法

製品正面の定格ラベルに記載されている①型番、②ロゴマークで対象製品を御確認ください。

事業者へ問い合わせる場合は、③の位置に記載されているロット番号を申し出てください。なお、下記写真③のロット番号はダミー番号です。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

新潟精機株式会社

電 話 番 号 : 0 1 2 0 - 3 3 - 5 5 1 4 (無料)
※携帯電話・PHSからも利用できます。

受 付 時 間 : 9時～18時(土・日・祝日を除く。)

メールアドレス : sk.customer@niigataseiki.co.jp

ウェブサイト :

○新潟精機株式会社

<http://www.niigataseiki.com/news/recall20160928.html>

○株式会社カインズ

http://www.cainz.co.jp/images/information/pdf/20160928_halogen.pdf

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 柳川、平野、清重

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 橋爪、高橋

電 話 : 03-3501-1707 (直通)

F A X : 03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生日都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|-------------|-----------------------|-------------------------------|------|---|-----------|---|
| A201700357 | 平成29年9月2日 | 平成29年9月14日 | 照明器具(センサー付) | SLH-75T(株式会社カインズブランド) | 新潟精機株式会社(株式会社カインズブランド)(輸入事業者) | 火災 | 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。事故の原因は、現在、調査中であるが、部品の不具合により、センサー部内から出火したものと考えられる。 | 埼玉県 | 平成29年9月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成28年9月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:7.4% |
| A201700358 | 平成29年9月5日 | 平成29年9月14日 | 蛍光灯 | スパールサム20W | イケア・ジャパン株式会社(輸入事業者) | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | |
| A201700361 | 平成29年8月15日 | 平成29年9月15日 | 照明器具 | KTG4105AZ | 株式会社豊田照明(現 コイズミ照明株式会社が事業承継) | 火災 | 店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月8日 |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|------------------|------------|--|----------|-------------------------------|
| A201700359 | 平成29年6月7日 | 平成29年9月14日 | 靴 | 重傷1名 | 当該製品を履いて歩行中、転倒し、左足を負傷した。路面が雨で濡れていた状況を含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月6日 |
| A201700360 | 平成29年8月23日 | 平成29年9月14日 | 電動車いす(ジョイスティック形) | 重傷1名 | 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、前方にあった鎖に衝突し、右腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。 | 京都府 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月5日 |
| A201700362 | 平成29年7月31日 | 平成29年9月15日 | フードミキサー(ブレンダー) | 重傷1名 | 当該製品の電源プラグを差したまま手入れをしていたところ、スイッチが入り、指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年9月11日 |
| A201700363 | 平成29年8月22日 | 平成29年9月15日 | 温水式浴室換気乾燥暖房機 | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | |
| A201700364 | 平成29年8月29日 | 平成29年9月15日 | ノートパソコン | 火災 軽傷2名 | 建物を全焼する火災が発生し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 千葉県 | |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

蛍光ランプ（管理番号：A201700358）



照明器具（管理番号：A201700361）

